

適格機関投資家等特例業務届出者 に関する証券検査の状況

平成26年10月24日

証券取引等監視委員会
証券検査課

証券検査の実施状況

- 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」。)・財務局等の実施する証券検査の対象業者数は、25年度末には約8000弱。
- その約40%(3000程度)が、適格機関投資家等特例業務届出者(いわゆるプロ向けファンド業者。以下「特例業者」。)
- 特例業者に対する金融商品取引法(以下「金商法」。)第63条第8項に基づく立入検査(以下「検査」。)の対象となった特例業者数は、最近、大幅に増加も、カバー率は低い。

(注)金融庁は「問題あり届出者数」として全届出者数の約2割弱(500者程度)を公表。

表 検査終了件数の推移

(単位:件数)

	22年度	23年度	24年度	25年度	検査対象業者数 (25年度)
第一種金融商品取引業者	100	90	50	63	278
第二種金融商品取引業者	18	12	18	81	1272
投資助言・代理業者	35	32	38	40	1008
投資運用業者	18	7	6	46	314
登録金融機関	28	27	31	14	1107
適格機関投資家等特例業務届出者	2	5	14	22	3022
その他	9	13	13	17	871
合計	210	186	170	283	7872

- (注)
- ・「その他」には金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等が含まれる。
 - ・特例業者の検査対象業者数には、附則48条による特例投資運用業務(既に募集は終了し運用のみの業務)を行う者は含まない。
 - ・複数の業務種別の登録を受けている場合には、検査終了件数については主たる業務に基づき分類・計上しており、検査対象業者数については当該登録を受ける全ての業務の種別に計上している。

問題が認められた特例業者数

- 問題が認められた特例業者は、検査対象の半数以上。
問題が認められた場合でも、登録取消・業務改善命令等の行政処分を発する権限がないため、検査結果の公表等を実施し、投資者に注意喚起。

(注) 特例業者に対して、金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(金商法第38条第1号)、損失補てんの禁止(金商法第39条)のみ。

- 問題業者の中には、出資金を毀損させている状態で、その後も無登録募集等の金商法違反行為を行う蓋然性が高いため、金商法第192条に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の申立て(以下「192条申立て」。)に至った事例もある。

- なお、検査に際しては、必要な書類が確認できない(金商法上、法定帳簿の作成・保存義務がない)、立入検査を行ったが代表者等が不在又は連絡が取れない、といったケースもある。

(単位: 件数)

	22年度	23年度	24年度	25年度	計
検査を終了した特例業者数	2	5	14	22	43
うち、検査結果を公表した特例業者数	1	0	12	11	24
うち、192条申立てを行った特例業者数	0	3	1	1	5
検査結果の公表又は192条申立てを行った特例業者の割合	50%	60%	93%	55%	67%

(注) 上記のほか、特例業者に対して金商法第187条に基づく立入調査(以下「調査」。)を23年度に6件実施し、1件の192条申立てを実施。

適格機関投資家等特例業務に関する特例 についての建議

平成26年4月18日
証券取引等監視委員会

金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第21条の規定に基づき、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

記

適格機関投資家等特例業務に関する特例について

集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、

- 顧客に対する虚偽の告知
- 適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用
- 出資金の流用・用途不明

など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。

また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。

したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

検査で判明した法令違反行為等

法令違反行為等	特例業者数
顧客に対する虚偽の告知	20
特例業務の要件不充足	6
出資金の流用	15
無登録で他社商品の勧誘その他の不適切な勧誘	2
無登録業者による取得勧誘等	9
ファンドの運用実態の不把握、出資者の管理不十分その他の杜撰な業務運営	19
当局への虚偽報告・届出	2

(注1) 検査結果の公表等を行った特例業者37者について認められた問題の内訳。

複数の違反行為等を行っていた特例業者については、重複して計上。

(注2) 特例業者に対して、金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(金商法第38条第1号)、損失補てんの禁止(金商法第39条)のみ。

「顧客に対する虚偽の告知」 に関する主な検査事例

- パンフレット等に、収益が生じない限り成功報酬を収受しない旨を記載して勧誘しながら、架空収益を計上して、成功報酬を収受し、経費等に費消。
- ウェブサイト・メール等において、①専属プロトレーダーにより運用、②元本を全額償還しており償還率は100%、③証券会社等プロ投資家も出資、④会計士監査を受けていると、実態と著しく異なる内容を記載。
- 勧誘資料で外国為替証拠金取引による運用を行っているとしながら、実際には投資を行っていない。
- 元本・配当を保証した商品でないにもかかわらず、「満期になれば元本が戻る」「2ヶ月に1回の1%利益配当が必ず得られる」などと告げて勧誘。
- 顧客出資金の一律50%相当を入金直後に売上げとして計上し、自己経費等に使用していたにもかかわらず、手数料・報酬をこれより著しく低額である旨記載したパンフレット等により勧誘。

「出資金の流用」等 に関する主な検査事例

- 出資金を、社長知人に対する無担保貸付に充当し、当該貸付の大部分の返済が行われなかったため、分配金支払いに重大な支障が発生。
- 出資金を会社経費の支払いや、取得勧誘を行っていた無登録業者に対する報酬支払い等にあてて、出資金のほぼ全額が毀損。
- 出資金の35～50%相当の金額を、社員の給与等の経費に流用。
- 出資金を、社長の報酬・従業員給与等に流用し、運用益がでていないにもかかわらず上限額の配当を実施。残高は預かり資産の50%以下。
- 出資金の50%を人件費・事務所維持費等に支出。残りの大半を配当金等に充当。残存財産額は出資金相当額と比較して僅少。
- 運用以外に配当・償還金支払に充当。役職員給与等にも流用。出資金の約4割しか投資しておらず、出資金を毀損。現存財産は、預かり資産合計には大きく不足する状況。

「ファンドの運用管理が著しく杜撰」 と認められた主な検査事例

- 出資金がどの投資先に充当され、どの経費に充当されていたかも把握できない状態。
- 運用委託契約書など運用を委託したことを証するものが何も保存されていない。運用の報告を受けたとしているが、報告内容も保存していない。
- 出資金が現金による手渡しで行われ、収受の事実を確認できるものは何もなく、出資金が投資されていることを裏付ける書類もない。
- ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについて全く把握できていない。出資金の用途を把握しておらず、出資金の管理が極めて杜撰。
- 出資金・配当金等を現金で授受したとしているが、書類等の記録を保管しておらず、出資金・配当金の受渡しの管理ができていない。
- 出資金の大半を混同して管理・運用していたため、資金繰り状況を把握できない状態。

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(1)

対象件数	1ファンド当たりの適格機関投資家の出資者数		
	1者のみ	複数者	無し
28(注)	26	0	2
割合	92.9%	0%	7.1%

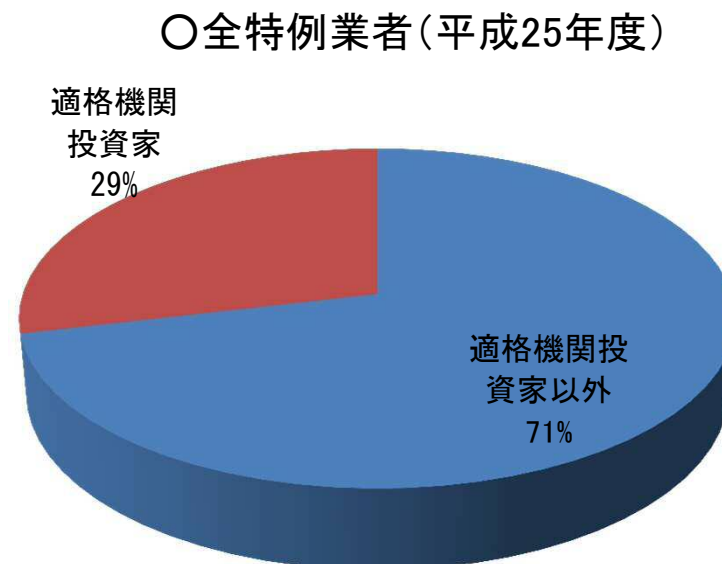
(注)対象件数28件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資者数が不明な9件を除いた件数
(出所)証券監視委による検査結果

(参考)「プロ向けファンド」に投資を行う適格機関投資家の数と 適格機関投資家以外の数の割合

※金融庁「ファンドモニタリング調査」より。
運用財産額ベースの割合についてはP.11を参照。



(注)検査において公表した37者について、「ファンドモニタリング調査」で出資者数の内訳が判明した25者分のみ集計



(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
(ファンドモニタリング調査の調査対象業者は国内業者のみ)

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(2)

対象件数	適格機関投資家の出資額 ^(注1)				
	～1万円	1万円超～10万円	10万円超～50万円	50万円超～100万円	100万円超
25 ^(注2)	1	12	8	4	0
割合	4.0%	48.0%	32.0%	16.0%	0.0%

(注1) 特例業者が取り扱っていたファンドに係る適格機関投資家の出資額をファンド本数で割り戻したもの

(注2) 対象件数25件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資額が不明な12件を除いた件数

(出所)証券監視委による検査結果

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(3)

対象件数	募集金額に占める適格機関投資家の出資割合			
	～0.1%	0.1%超～1.0%	1.0%超～2.0%	2.0%超
25 ^(注)	11	11	2	1
割合	44.0%	44.0%	8.0%	4.0%

(注) 対象件数25件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資額が不明な12件を除いた件数

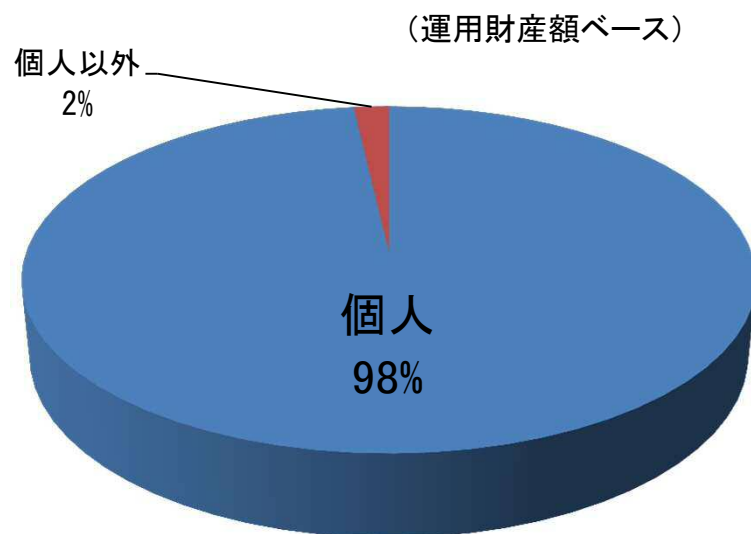
(出所)証券監視委による検査結果

(参考)問題が認められた特例業者における

出資者の属性別割合 「ファンドモニタリング調査」より

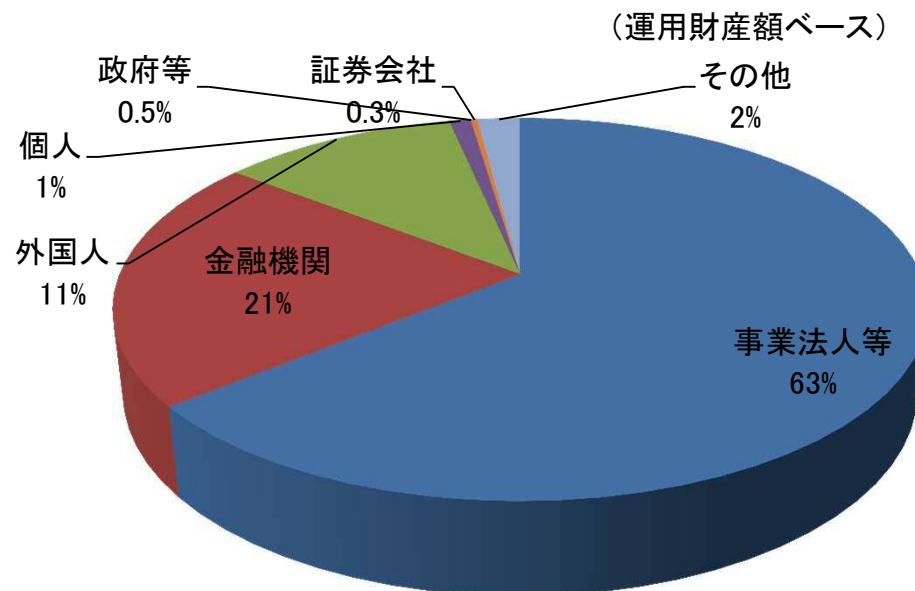
- 検査において問題が認められた特例業者については、運用財産額ベースでみた場合、出資者の大半を個人が占める。

○問題が認められた特例業者



(注)検査において公表した37者について、「ファンドモニタリング調査」で出資者内訳が判明した25者分のみ集計。
ファンド数ベースでみると、1件を除き全て主たる出資者が個人。

○全特例業者(平成25年度)



(注)各ファンドの主たる出資者の属性による分類。

(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
(ファンドモニタリング調査の調査対象業者は国内業者のみ)

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(4)

- 以上のとおり、問題のある特例業者については、適格機関投資家の出資が極めて少ない一方、個人の出資割合が高い傾向が認められる。
- さらに、「適格機関投資家」の内訳を見ると、下表のとおり、証券会社、銀行等の比率が低い一方で、プロ向けファンドの特例要件を形式上満たすために創設されたと見られる投資事業有限責任組合の比率が高い。
- こうした状態は、専ら、一般投資家からの出資集めが目的であるとの疑義を抱かざるを得ず、プロ向けファンドの特例制度の趣旨にそぐわないおそれ。

適格機関投資家の内訳(注)				
投資事業有限責任組合	証券会社	銀行	一般事業法人	合計
26	5	2	2	35
74.3%	14.3%	5.7%	5.7%	100.0%

(注) 公表37件のうち、適格機関投資家の出資者数・名称が不明な9件を除いた28者をもとに算出。

複数の適格機関投資家から出資を受けている場合は、重複して計上。

(出所) 証券監視委による検査結果

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(5)

- さらに、問題が認められた特例業者については、個人、特に高齢者が、勧誘等の主な対象となっていると見られる事例が多い。

検査等で把握された個人投資家の年齢の状況		特例業者数
投資家の年齢の具体的な分布状況がある程度確認できた事案	75歳以上が約5割以上	4
	70代以上が4割以上	2
	65歳以上が約9割、又は60代以上が80%以上	5
	50歳以上が5割以上	3
	「30代3割、40代2割、20代2割」、「40・50代が多い」	2
投資家の年齢の具体的な分布状況が確認できなかった事案	高齢者が多い模様	12
	「満遍なく」、「様々」等	2
	不詳	11

(注)検査結果を公表した特例業者37者の内訳。複数の項目に該当する特例業者については重複して計上。

個別事案①

アジア投資株式会社

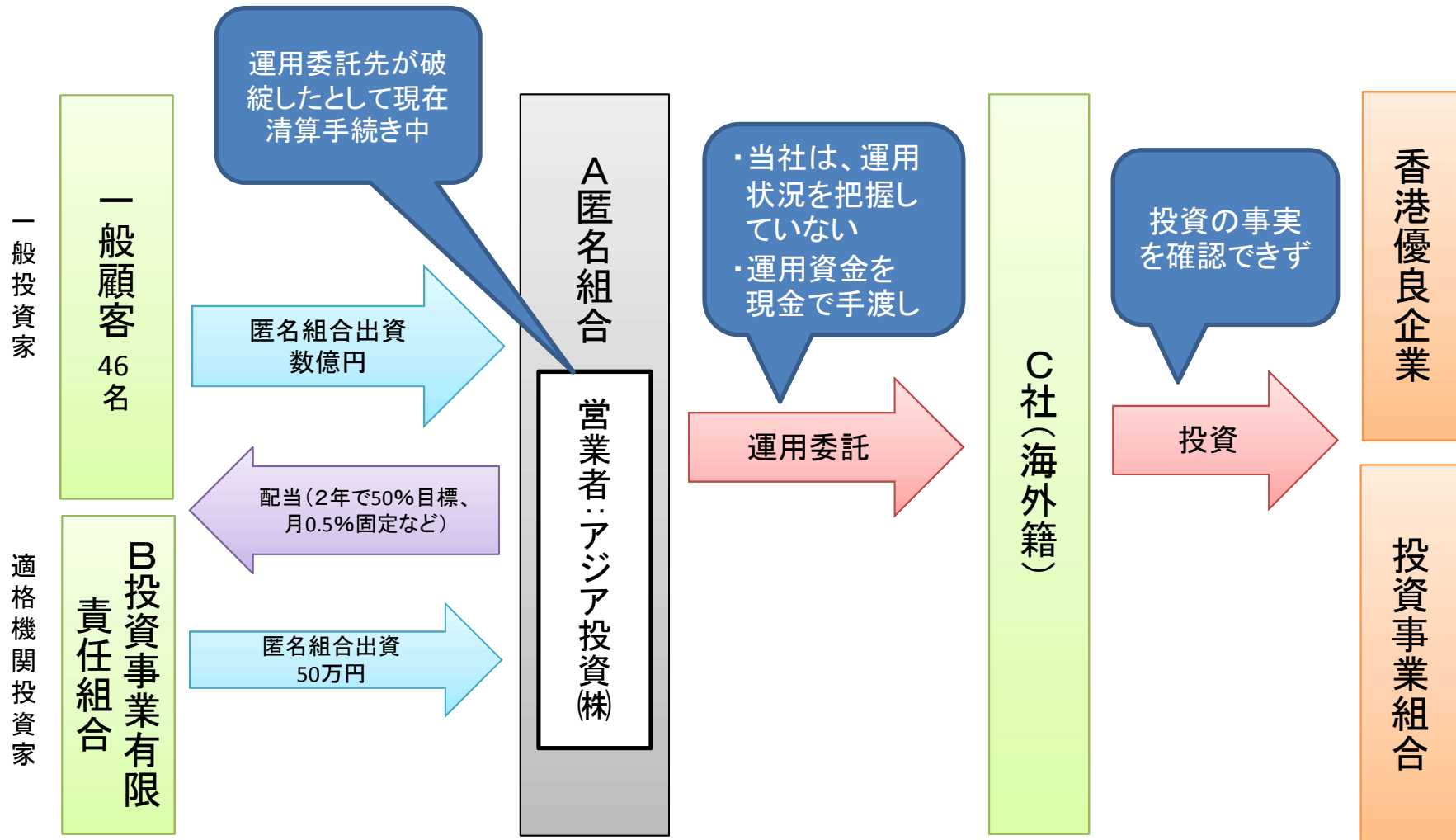
(平成26年4月11日検査結果公表)

判明した事項

1. 適格機関投資家として、投資事業有限責任組合が少額(全募集金額の0.2%程度)を出資しており、特例業務の要件を満たしていた。
2. 不適切な勧誘行為
 - 高齢者を中心とした一般投資家に高金利(2年で50%目標、月0.5%固定など)を謳って勧誘。(一般投資家の割合が99.8%)
 - 強制解約されている口座を出資金の振込先に指定して、実際には現金で授受。その実態は一切不明。
3. 運用実態の把握が極めて杜撰
 - 運用委託先への出資金の受渡しについても、現金でやり取りを行うなど運用実態が一切不明。最終的には、運用委託先が破綻したとして、解散し、清算手続に入ったとしているが、実際に運用委託先が破綻したのかさえ明らかではない。
4. 出資者の出資状況の把握が極めて杜撰
 - 契約書その他関係資料を一切保管しておらず、出資残高を検証できる資料も保管していない等。
5. 必要な書類等の存在が確認できないなど、臨店検査においても業務の詳細な検証が困難。

アジア投資株式会社

(平成26年4月11日検査結果公表)



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

個別事案②

F－SEED株式会社

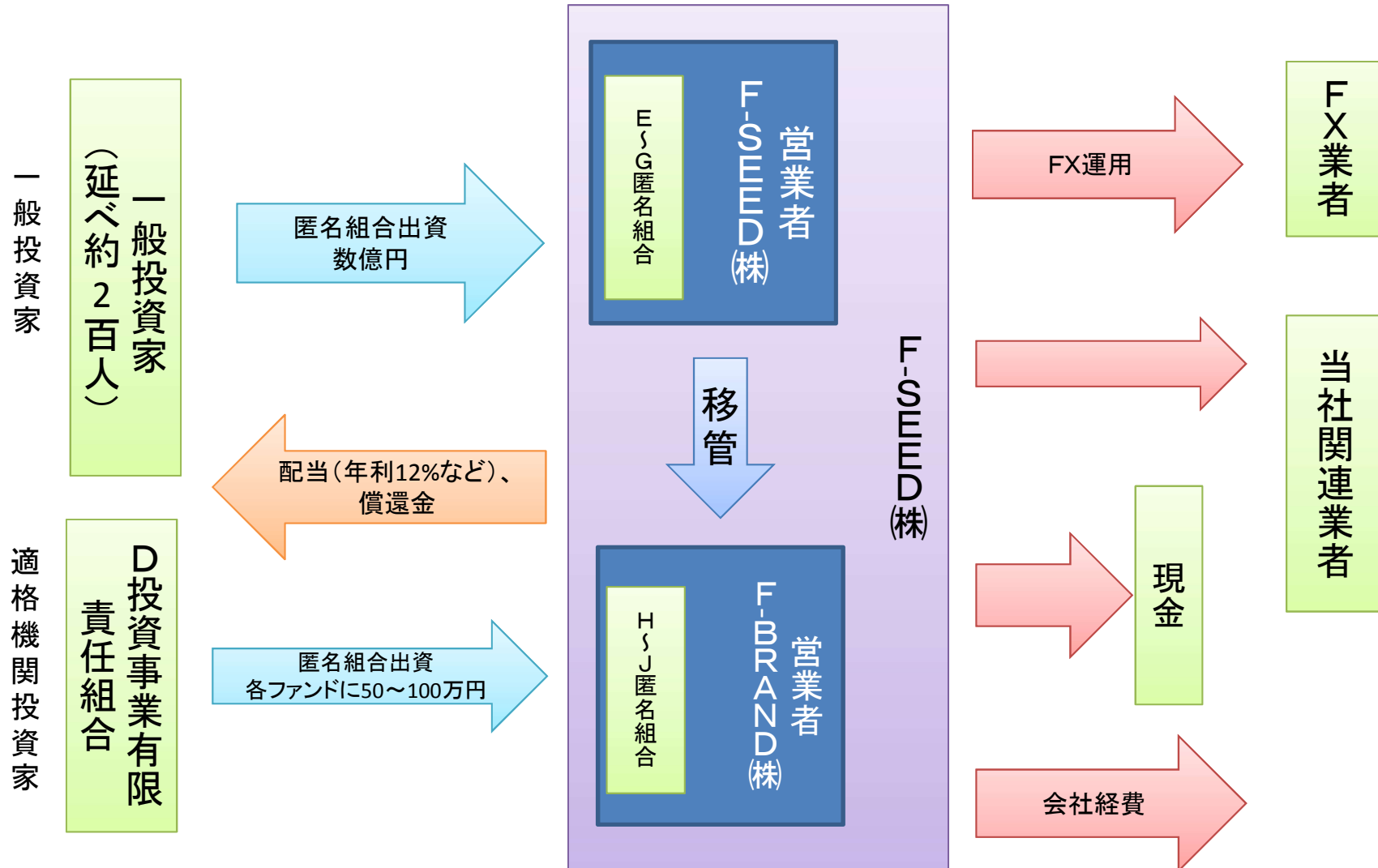
(平成25年3月22日緊急差止命令申立)

判明した事項

1. 適格機関投資家として、投資事業有限責任組合が少額(全募集金額の0.4%程度)を出資しており、特例業務の要件を満たしていた。
2. 投資家数が増えてきたため、別の特例業者を設立し、投資家を移管することで、特例要件である「一般投資家数49名以下」を充足。
3. 高齢者を中心に高金利(年利12%など)を謳って勧誘。
4. 営業者報酬及び分配金に係る虚偽告知
 - ・ 収入がない限り営業者報酬を得ない
 - ・ 収入がない限り分配金の支払いを行わない
 - ・ 出資金を原資とした分配を行わないと謳ったパンフレットにより勧誘したにも拘らず、実際には投資運用の収益如何によらず架空収益を計上し、その8割を営業者報酬として計上(実質的に出資金を費消)し、2割を分配金としていた。

F-SEED株式会社

(平成25年3月22日緊急差止命令申立)



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

個別事案③

MJホールディングス株式会社

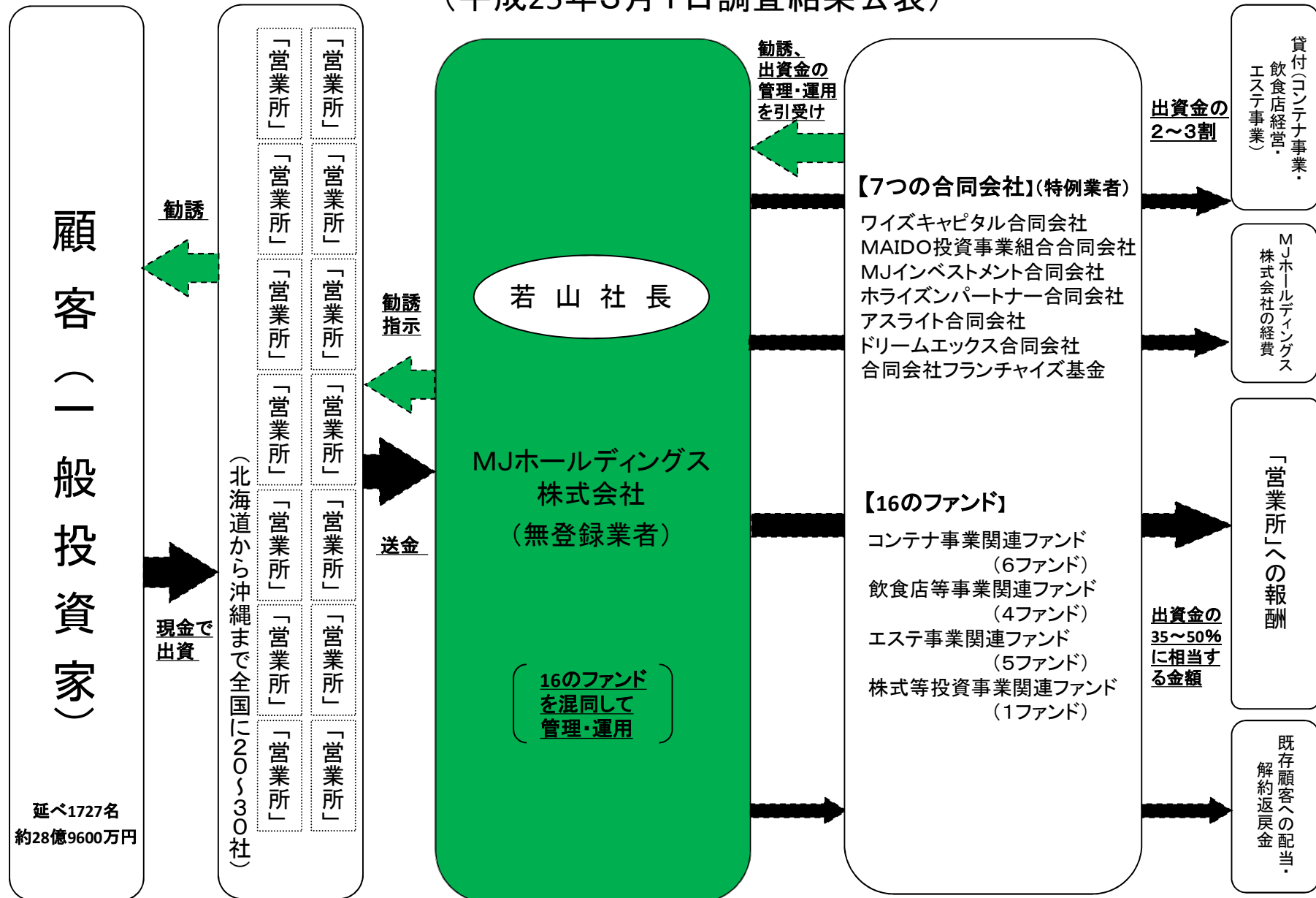
(平成25年3月1日調査結果公表)

判明した事項

1. 多数の特例業者を設立し、資金集めのためのビークルとして利用。実質的に当社が取得勧誘及び運用業務を管理。
2. 当社社長は、知人を特例業者の職務執行者に就任させ、自らが取得勧誘及び運用業務を管理し、無登録で第二種金商業を行っていた。
3. 多数の営業所を利用して、プロとはいえない高齢者を中心に電話等による勧誘を行い、延べ約1700名の投資者から約29億円を集めた。
4. 投資者保護上問題のある行為
 - 営業所に対しては、募集手数料として、出資金額の35～50%を支払い。
 - 配当金の支払原資は、運用利益ではなく出資金。
 - 出資金が適切に管理されず、どこに投資され、どの経費に充当されていたかについても正確に把握できない状態。
 - 出資金のうち約2～3割のみを、特定事業(コンテナ事業、飲食店、エステティック関連事業)を行う会社への貸付に使用していたにすぎない。

MJホールディングス株式会社

(平成25年3月1日調査結果公表)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

証券監視委の情報提供窓口等に寄せられた 特例業者に関する情報の例

- 高齢者である一般投資家が、知人である特例業者営業員からファンドを購入したが、一定期間後、配当が出なくなり、しばらくして投資に失敗したので清算し残金を出資額に応じて分配するとの書面が代理人弁護士から郵送された（出資金は大幅毀損）。業者に電話してもつながらない。知人の営業員も給与を貰っておらず、業者の社長等と連絡が取れない（実際に投資運用に失敗したかどうかは、投資者は容易には確認できず）。
- 「金融庁届出業者なので心配ない」として高利回りを謳い勧誘され、数回配当が行われた後に配当がとまった。元本が毀損したとするも、会社側で元本補填して運用するので問題ないと説明するが、実際にどのような運用がなされているか疑わしい。出資金も戻ってくるか分からない。
- 適格機関投資家等特例業務届出者の要件を満たすために、出資者として適格機関投資家1者が含まれているが、事実上自らの支配下にあるような機関投資家に僅かな額を出資させることで要件を満たしており、残りは高齢者を中心とした一般投資家から多額の資金を募っている。
- 要件を満たすために、49名を超えるたびごとに別の63条業者を新たに設立することで、実質的に多数の一般投資家から資金を募っている。
- 出資金が毀損したが、本当に投資に失敗したのか、資金の流用等により毀損したのかわからず、確認しようがない。詐欺ではないか。

(参考) 特例業者に対する検査結果の公表等の実施状況

1. 検査結果の公表

No.	担当	特例業務届出者	公表日	法令違反行為等
1	関東	ハヤシファンドマネジメント	H22.4.16	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募 ○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2	委員会	ナレッジキャピタル	H24.10.16	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
3	委員会	アール・ビー インベストメント・アンド・コンサルティング	H24.10.16	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
4	関東	JPアトラス	H24.12.12	○出資金の流用
5	関東	スタンダードソサイエティ	H24.12.12	○出資金の流用
6	近畿	ベルプライムインベストメント	H25.2.7	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
7~13	委員会	ワイズキャピタル MAIDO投資事業組合 ホライズンパートナー MJインベストメント アスライト ドリームエックス フランチャイズ基金	H25.3.1	○無登録業者(MJホールディングス)へのファンドの取得勧誘の委託 ○出資金の流用の黙認又は出資金の管理・運用の実態を把握していない状況
14	東海	F-BRAND	H25.4.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
15	委員会	Limit Investage	H25.6.26	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○無登録業者へのファンドの取得勧誘の委託
16	関東	プラスワン・エコノミー	H25.12.11	○無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為 ○報告徴取命令に対する虚偽報告
17	委員会	スマイリングパートナーズ	H26.2.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況
18	委員会	スラージュマン	H26.2.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○利息及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況

No.	担当	特例業務届出者	公表日	法令違反行為等
19~23	関東	アセットアーク1号から同5号	H26.3.10	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の使途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて杜撰に行っている状況
24	中国	ウイン西和	H26.3.26	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用
25	委員会	アジア投資	H26.4.11	○運用実態の把握が極めて杜撰な状況 ○出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況 ○不適切な勧誘行為
26	委員会	アール・オー・イー	H26.4.11	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○業務運営が著しく杜撰な状況
27~29	関東	アルファ・メディア インテレスCX ジー・クエスト	H26.4.15	○出資金の流用 ○虚偽の運用報告書を顧客へ交付 ○分配基準未達で顧客へ配当実施
30	近畿	渡邊和彦	H26.9.26	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○虚偽の変更届出書の提出

2. 裁判所への申立て

No.	担当	特例業務届出者	申立日	法令違反行為等
1	委員会 (北海道)	ジャパンリアライズ (及びその役職員2名)	H23.4.28	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○出資金の流用
2	委員会	ベネフィットアロー (及びその役員等3名)	H23.6.24	○他の会社から委託を受けて行った当該他の会社に係るファンドの取得勧誘
3・4	委員会	Eファクトリー エクセレント (並びにその役員1名)	H23.12.22	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
5	委員会 (東海)	F-SEED (及びその使用人1名)	H25.3.22	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
6	委員会 (東海)	アイエムビジョン (及びその役員1名)	H26.1.10	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○出資金の流用
7	委員会	UAG (及びその役職員2名)	H26.6.6	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募

(補足資料)

直近の特例業者に関する検査結果の公表事例

株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

関東財務局長が株式会社リアルキャピタルマネジメント(神奈川県小田原市、代表取締役 田中 栄二(たなか えいじ)、資本金10百万円、常勤役員2名、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業。)を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る問題が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

○ 不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等

(1) 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為

株式会社リアルキャピタルマネジメント(以下「当社」という。)は、23の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(以下「特例業務届出希望者」という。)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のA証券の代理人と称する045fund合同会社(代表社員 井上 磨揮(いのうえ まき)。以下「045fund社」という。)に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。

そして、当該ファンドには045fund社から出資が行われた。

しかしながら、実際には、当社及び045fund社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、045fund社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。

このスキームは、当社及び045fund社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。

当社において上記の行為が行われている状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

(2) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況(名義貸し)

当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、クリーンコントロールベトナム合同会社(以下「クリーン社」という。)が組成、運用するファンドの出資持分の取得勧誘について、クリーン社に対し、当社の名義を用いてこれを行わせていた。

当社における上記の行為は、金商法第36条の3(名義貸しの禁止)に違反するものと認められる。

(3) 法定書面の未交付等

当社は、契約締結前交付書面などの法定書面の未交付等、多くの法令違反が認められる状況となっている。

(4) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

当社の業務の多くは、代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当社代表取締役が行った上記(1)ないし(3)記載の業務において法令違反等の問題が認められ、当社はこれらの業務によって、営業収益のほとんどを上げている。

したがって、当社代表取締役は、業務運営に当たり、法令等遵守意識が著しく欠如しているものと認められる。

当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号二に掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。

クリーンコントロールベトナム合同会社に対する検査結果について

1. 検査結果

関東財務局長がクリーンコントロールベトナム合同会社(東京都中央区 代表社員 秋山 儀明(あきやま よしあき)、資本金10百万円、常勤役員1名 適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品取引業の登録はない。以下「当社」という。)を検査した結果、下記のとおり、当該適格機関投資家等特例業務届出者に係る問題が認められたので、本日、関東財務局長は、当社に対して検査終了通知を行った。

2. 事実関係

当社は、平成24年2月から、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(当社の業務執行については、当社の会長と称する金星 三男(かねほし みつお)が、その実質的な代表者として、指示、決定、統括している。)

(1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。

当社は、本件ファンドに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、海外のA証券としていた。

しかしながら、当社は、実際には、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、A証券を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。

したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。

(2) 金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘

当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、株式会社リアルキャピタルマネジメント(第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者。以下「リアル社」という。)との合意のもと、リアル社の名義を用いて、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

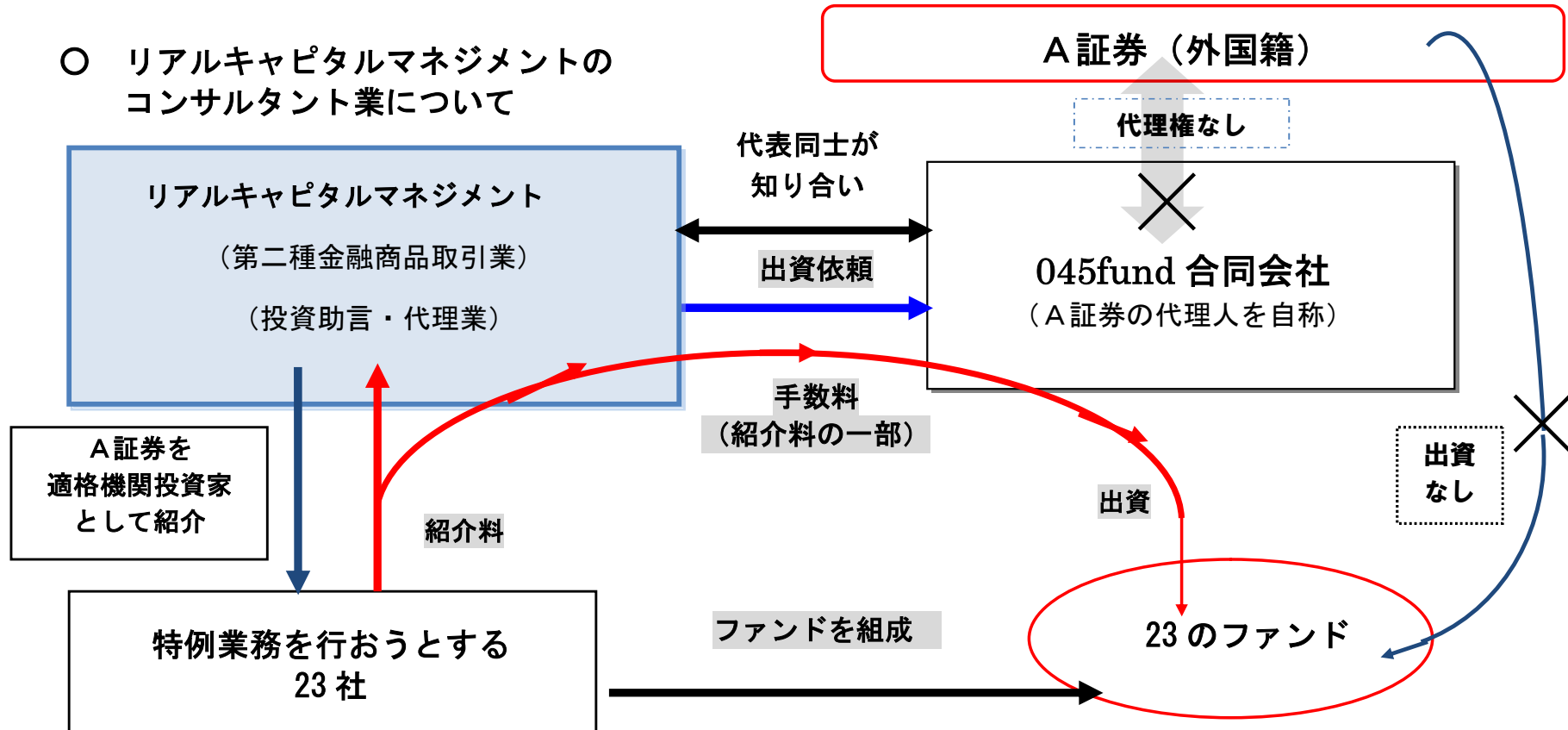
(3) 出資金の流用

当社は、平成24年2月9日から同年10月27日までの間に本件ファンドに出資した顧客13名の出資金約2,200万円のうち、少なくとも約1,200万円を匿名組合契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。

当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、投資者保護上問題があると認められる。

- ・株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
- ・クリーンコントロールベトナム合同会社に対する検査結果について（平成 26 年 10 月 17 日公表）

○ リアルキャピタルマネジメントの
コンサルタント業について



各ファンドに対する「A証券」からの出資とされていた資金は、
「リアル社」及び「045fund社」が、上記23社から受けた資金の一部を充てていたもの
→ 適格機関投資家からの出資であるように装っていた。